

CZ-436-04



1200901599322

14.7
515

輸出補償法關係法規

商工省貿易局編

Kodak Gray Scale

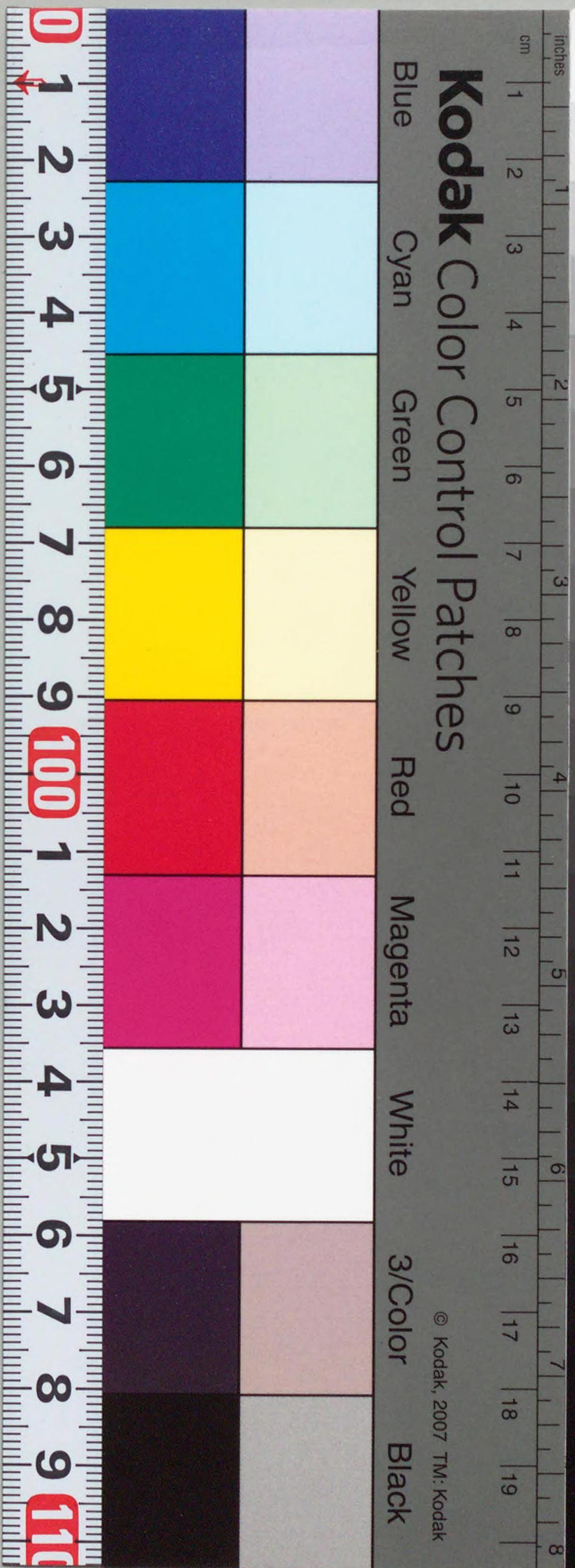
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



輸出補償法關係法規

昭和七年四月

商工省貿易局

(昭和七年貿易第二號) (印刷ヲ以テ筆寫ニ代フ)

380

C2
436.
04

378 333
14.7-575

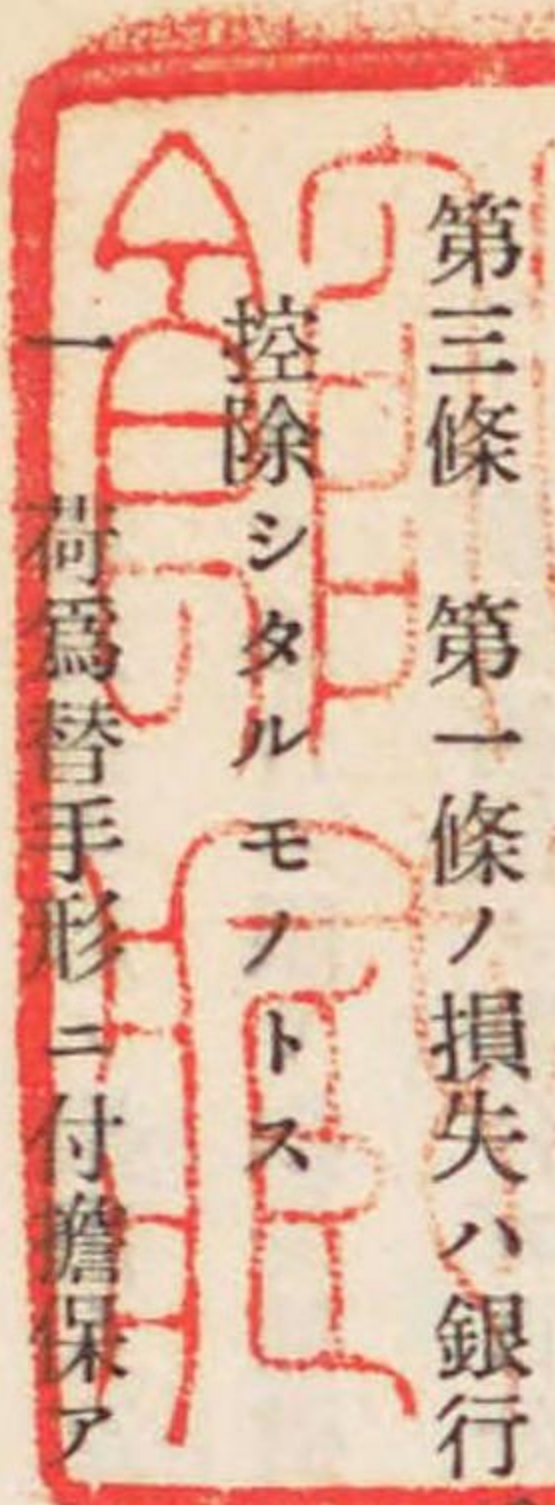
輸出補償法

(昭和五年五月十六日
法律第六號)

發行所寄贈本

第一條 政府ハ本法施行地内ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ガ内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ生産、製造又ハ加工セラルタル商品ヲ本法施行地ヨリ主務大臣ノ指定スル地域ニ輸出スル爲振出シタル荷爲替手形ヲ銀行ガ買取リ之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ノ範圍内ニ於テ其ノ損失ノ百分ノ七十ヲ限度トシ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ其ノ契約ニ基キ荷爲替手形ヲ買取リタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ補償額ヲ政府ニ納付スベシ



第三條 第一條ノ損失ハ銀行ガ荷爲替手形ノ満期日ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ヨリ左ノ各號ニ掲ケル金額ヲ控除シタルモノトス
一 荷爲替手形ニ付擔保アルトキハ其ノ處分ニ依リテ得タル金額(第五條ノ場合ニ於テハ其ノ手形ノ附屬荷物ノミ
ノ處分ニ依リテ得タル金額)ヨリ其ノ處分ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額

二 満期日ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ニ付補償前ニ全部又ハ一部ノ償還又ハ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

第四條 銀行ハ補償ヲ受ケタルトキハ其ノ手形ニ付遲滞ナク償還請求權其ノ他ノ手形上ノ權利ヲ行使スベシ但シ其ノ權利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其



ノ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セザルコトヲ得

銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ權利ノ行使ニ依リテ得タル金額ヨリ満期日以後ノ利息及銀行ガ其ノ權利ノ行使ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額ヲ政府ニ納付スベシ

第五條 第一條ノ契約ニ於テ左ノ各號ニ該當スル定テ爲シタルトキハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ償還請求權以外ノ手形上ノ權利ノ行使及其ノ行使ニ依リテ得タル金額ノ處分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 荷爲替手形ノ振出人及支拂人ガ命令ヲ以テ定ムル資格ヲ有シ其ノ手形ガ注文ニ依リ商品ヲ輸出スル爲振出サレタル場合ニ限り損失補償ヲ爲スコト

二 損失補償ノ割合ガ百分ノ六十ヲ超エザルコト

三 銀行ガ損失補償金ニ相當スル金額ニ付償還ノ請求ヲ爲サザルコト

第六條 第一條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ損失補償金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ政府ハ商品ヲ輸出シタル爲受取リタル約束手形ヲ銀行ガ買取り之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ第一條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

輸出補償法施行期日

(昭和五年七月三十日)
勅令 第四百四十四號

輸出補償法ハ昭和五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

輸出補償法施行規則

(昭和五年七月三十一日)
省令 第七七號

(昭和七年一月十四日)
省令 第一號改正

(昭和七年三月三十一日)
省令 第二號改正

輸出補償法施行規則左ノ通定ム

第一章 荷爲替手形ニ關スル補償契約

第一節 總 則

第一條 輸出補償法第一條ノ契約ハ甲種補償契約及乙種補償契約ノ二種トス

第二條 政府ト補償契約ヲ爲スコトヲ得ル銀行ハ内地ニ本店ヲ有スルモノ又ハ朝鮮、臺灣若ハ樺太ニ本店ヲ有シ且内地ニ支店ヲ有スルモノトス

第三條 政府ト補償契約ヲ爲サントスル銀行ハ毎年商工大臣ノ指定スル期日マデニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 補償契約ノ種類

二 補償契約ノ各種類ニ付テノ損失補償金額ノ限度

三 補償ヲ受クルコトヲ得ベキ荷爲替手形(以下補償手形ト稱ス)ヲ買取ルベキ營業所ノ名稱及位置

第四條 政府ガ銀行ト補償契約ヲ爲シタルトキハ商工大臣ハ其ノ銀行ガ補償手形ヲ買取ルベキ營業所ノ名稱及位置並ニ補償契約ノ種類ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第五條 銀行ガ補償手形ヲ買取ルコトヲ得ル期間ハ補償契約ヲ爲シタル日ノ屬スル會計年度内トス

第六條 銀行ハ商工大臣ノ承認ヲ受テ補償契約ノ種類、損失補償金額ノ限度又ハ補償手形ヲ買取ルベキ營業所ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第七條 銀行ハ左ノ荷爲替手形ヲ補償手形トシテ買取ルコトヲ得ズ

一 一覽後定期拂ノ手形ニ在リテハ滿期日ガ一覽後四月ヲ超ユルモノ

二 一覽拂及一覽後定期拂ノ手形以外ノ手形ニ在リテハ滿期日ガ振出ノ日ヨリ六月ヲ超ユルモノ

三 額面金額ガ附屬荷物ノ發送ノ地及時ニ於ケル其ノ價額ニ到達地マデノ運賃、保險料其ノ他ノ費用ヲ加算シタル金額又ハ附屬荷物ノ契約價額ヲ超ユルモノ

四 附屬荷物ノ保險價額ノ全部ヲ保險ニ付セザルモノ但シ荷受人ニ於テ其ノ全額ヲ保險ニ付スベキ旨ノ契約アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 銀行ハ補償手形ヲ買取ラントスル場合ニ於テ振出人ノ住所若ハ營業所又ハ附屬荷物ノ生産、製造若ハ加工セラレタル地域ニ付輸出補償法第一條ニ該當セザル疑アルトキハ其ノ手形ノ買取ヲ求ムル者ヲシテ之ニ關スル證明書

ヲ提出セシムベシ

第九條 銀行ガ補償契約ニ基キ補償手形ヲ買取タルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ其ノ手形、之ニ附屬セル船荷證券(小包郵便ニ依ル場合ニハ其ノ受領證)及送狀ノ各寫、補償料ニ關スル計算書並ニ前條ノ證明書ヲ添附シ七日以内(休日ヲ算入セズ以下同ジ)ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 補償契約ノ種類

二 手形ノ番號

三 銀行ガ手形ヲ買取リタル年月日及營業所ノ名稱

四 手形ノ額面金額

五 手形ノ振出人ノ氏名又ハ商號及住所又ハ營業所

六 手形ノ支拂人ノ氏名又ハ商號及住所又ハ營業所

七 附屬荷物ノ生産、製造又ハ加工セラレタル地域

八 附屬荷物以外ノ擔保アルトキハ其ノ種類及種類別ニ依ル價額

九 滿期日以後ノ利息ニ付特別ノ約款アルトキハ其ノ約款

第十條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ補償料ヲ歳入徵收官ノ指定スル期日マデニ其ノ指定スル日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ納付スベシ

第十一條 銀行ハ補償手形ガ引受アリタルトキ附屬荷物ヲ引渡スベキコトヲ條件トスル手形(以下引受渡條件ノ手形ト稱ス)ノ場合ニ於テハ引受前ニ、支拂アリタルトキ附屬荷物ヲ引渡スベキコトヲ條件トスル手形(以下支拂渡條

件ノ手形ト稱スノ場合ニ於テハ支拂前ニ附屬荷物ヲ引渡スコトヲ得ズ

六

第十二條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ其ノ手形ニ付左ノ事項ヲ遲滯ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

一 引受拒絶アリタルトキハ其ノ事實及年月日

二 全部又ハ一部ノ支拂アリタルトキハ其ノ事實、金額及年月日

三 支拂人ノ信用狀態著シク變化シ支拂ニ支障ヲ生ズル虞アリト認メラルルトキハ其ノ事實

第十三條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ其ノ手形ヲ讓渡スコトヲ得ズ

第十四條 銀行ノ政府ニ對スル損失補償ノ請求ハ其ノ手形ノ満期日後六月以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 政府ノ銀行ニ對スル損失ノ補償ハ補償契約ニ定ムル損失補償金額ノ限度内ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第十六條 政府ハ補償手形ノ満期日ニ支拂ヲ受クルコト能ハザルニ至リタル事由ガ銀行ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタル場合ニ於テハ補償ノ責ニ任ゼズ

第十七條 輸出補償法第一條ニ依リ指定スル地域ノ中戰亂、恐慌等ノ爲取引上ノ危険特大ナリト認メラルモノアルトキハ商工大臣ハ銀行ニ對シ其ノ地域ニ商品ヲ輸出スル爲振出サレタル補償手形ノ買取ヲ一定ノ期間停止スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

商工大臣前項ニ依リ停止ヲ命ジタルトキハ其ノ旨告示ス

第十八條 補償契約ヲ爲シタル銀行ガ第九條ノ手續ヲ爲シタル後補償手形ニ關シ本則ニ依リ申請、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ストキハ其ノ書類ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 補償契約ノ種類
- 二 手形ノ番號
- 三 振出人ノ氏名又ハ商號
- 四 支拂人ノ氏名又ハ商號

第二節 甲種補償契約

第十九條 甲種補償契約トハ損失補償ノ割合ガ百分ノ七十ナルモノヲ謂フ

第二十條 甲種補償契約ニ依ル補償料ノ金額ハ補償手形ノ額面金額（利附手形ニ在リテハ満期日マデノ利息ヲ加算シタルモノトス）及銀行ガ其ノ手形ヲ買取リタル日ヨリ満期日マデノ期間ニ付左ノ割合ニ依リ算出スルモノトス

一 引受渡條件ノ手形ニ在リテハ百圓ニ對シ一日三厘四毛

二 支拂渡條件ノ手形ニ在リテハ百圓ニ對シ一日一厘三毛

第二十一條 前條ノ期間ハ一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ在リテハ銀行ガ商工大臣ノ承認ヲ受ケテ定ムル日數又ハ其ノ日數ニ一覽後ノ期間ヲ加算シタルモノトス

前項ノ規定ハ前條ノ利息ヲ算出スル場合ニ於テ其ノ基礎トナルベキ期間ニ之ヲ準用ス

第二十二條 第二十條ノ補償料ヲ算出スル場合ニ於テ補償手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セララルトキハ銀行ガ其ノ手形ヲ買取リタル時ノ電信爲替賣相場ニ依リ其ノ金額ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス
前項ノ電信爲替賣相場ハ横濱正金銀行ノ建値ニ依ル

七

前項ノ建値ナキトキハ第一項ニ依ル換算ハ商工大臣ノ定ムル率ニ依ル

第二十三條 銀行ガ甲種補償契約ニ基キテ買取りタル補償手形ニ付支拂渡條件ヲ引受渡條件ニ變更シタルトキハ其ノ事實及年月日ヲ記載シタル届書ニ追納スベキ補償料ニ關スル計算書ヲ添附シ七日以内ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十四條 銀行ガ甲種補償契約ニ基キテ買取りタル補償手形ニ付支拂渡條件ヲ引受渡條件ニ變更シタルトキハ其ノ手形ノ満期日ニ支拂ヲ受クベキ金額及銀行ガ其ノ手形ヲ買取りタル日ヨリ満期日マデノ期間ニ付第二十條第一號ノ率ニ依リ算出シタル金額ト同條第二號ノ率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ補償料トシテ政府ニ追納スベシ

第二十一條及第二十二條ノ規定ハ前項ノ補償料ノ算出ニ付之ヲ準用ス

第二十五條 甲種補償契約ニ基キ補償手形ヲ買取りタル銀行ハ其ノ手形ニ付遲滞ナク償還請求權其ノ他ノ手形上ノ權利ノ保全ノ爲必要ナル手續ヲ爲スベシ

第二十六條 甲種補償契約ニ依ル損失補償ノ請求ハ其ノ手形ニ付附屬荷物其ノ他ノ擔保アルトキハ之ヲ處分シタル後ニ於テ之ヲ爲スベキモノトス

第二十七條 甲種補償契約ニ依リ銀行ガ政府ニ對シ損失補償ノ請求ヲ爲サントスルトキハ補償ヲ受ケントスル金額及満期日ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ事由ヲ記載シタル請求書ニ損失ニ關スル計算書及支拂拒絶證書ノ謄本其ノ他ノ支拂ヲ受クルコト能ハザリシコトヲ證スル書面ヲ添附シテ商工大臣ニ之ヲ提出スベシ

第二十八條 補償手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラルル場合ニ於テハ前條ノ補償ヲ受ケントスル金額ハ満期日ノ電信爲替賣相場ニ依リ之ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス

第二十二條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ依ル換算ニ付之ヲ準用ス

第二十九條 第二十七條ニ依リ政府ニ對シ損失補償ノ請求ヲ爲シタル後銀行ガ補償前ニ其ノ手形ニ付全部又ハ一部ノ償還又ハ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額及年月日ヲ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

第三十條 甲種補償契約ニ依リ補償ヲ受ケタル銀行ガ輸出補償法第四條第一項但書ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ權利ノ行使ニ要スル費用及其ノ内譯竝ニ其ノ行使ニ依リ得ベキ金額及全部又ハ一部ノ償還又ハ支拂ヲ受クルノ見込ナキトキハ其ノ事由ヲ記載シ商工大臣ニ之ヲ提出スベシ

第三十一條 甲種補償契約ニ依リ補償ヲ受ケタル銀行ガ其ノ手形ニ付全部又ハ一部ノ償還又ハ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額及年月日ヲ記載シタル届書ニ第三十二條ニ依リ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル計算書ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十二條 甲種補償契約ニ依リ補償ヲ受ケタル銀行ガ其ノ手形ニ付全部又ハ一部ノ償還又ハ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヨリ左ノ各號ニ掲グル金額ヲ控除シタル殘額ノ百分ノ七十ヲ政府ニ納付スベシ

一 満期日ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ニ對スル満期日以後補償日ノ前日マデノ利息(補償前ニ其ノ金額ニ付一部ノ償還又ハ支拂アリタルトキハ其ノ日以後ノ期間ニ付テハ其ノ殘額ニ對スル利息)

二 銀行ガ償還請求權其他ノ手形上ノ權利ノ行使ノ爲支出シタル費用

第十條ノ規定ハ前項ノ金額ノ納付ニ付之ヲ準用ス

第三十三條 補償手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラルル場合ニ於テハ前條ノ支拂ヲ受ケタル金額ハ支拂ヲ受ケタル時ノ電信爲替賣相場ニ依リ之ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス



第二十二條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ依ル換算ニ付之ヲ準用ス

第三十四條 第三十二條ノ場合ニ於テ銀行ノ取得スベキ金額又ハ政府ニ納付スベキ金額ノ中既ニ取得シ又ハ納付シタルモノアルトキハ其ノ殘額ニ付計算スルモノトス

第三節 乙種補償契約

第三十五條 乙種補償契約トハ損失補償ノ割合ガ百分ノ六十ニシテ輸出補償法第五條第一號及第三號ニ該當スル定アルモノヲ謂フ

第三十六條 輸出補償法第五條第一號ノ手形ノ振出人ハ輸出組合若ハ其ノ組合員又ハ二年以上引續キ輸出ヲ業トシ信用確實ナル者ナルコト、其ノ支拂人ハ銀行ガ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受タル者ナルコトヲ要ス

第三十七條 銀行ガ乙種補償契約ニ基キ補償手形ヲ買取りタルトキハ第九條ノ書類ノ外注文アリタルコトヲ證スル書面及振出人ガ輸出組合又ハ其ノ組合員ニ非ザルトキハ二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面ハ既ニ他ノ手形ニ付之ヲ提出シタル場合ニ於テハ其ノ事項ニ變更ナキ限り其ノ旨ヲ表示シ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十八條 乙種補償契約ニ依ル補償料ノ金額ハ補償手形ノ額面金額(利附手形ニ在リテハ滿期日マデノ利息ヲ加算シタルモノトス)及銀行ガ其ノ手形ヲ買取りタル日ヨリ滿期日マデノ期間ニ付左ノ割合ニ依リ算出スルモノトス

一 引受渡條件ノ手形ニ在リテハ百圓ニ對シ最初ノ三十日ニ付二圓、其ノ後ノ期間ニ付一日六厘六毛

二 支拂渡條件ノ手形ニ在リテハ百圓ニ對シ最初ノ三十日ニ付八十錢、其ノ後ノ期間ニ付一日三厘三毛

第三十九條 銀行ガ乙種補償契約ニ基キテ買取りタル補償手形ニ付支拂渡條件ヲ引受渡條件ニ變更シタルトキハ其ノ手形ノ滿期日ニ支拂ヲ受クベキ金額及銀行ガ其ノ手形ヲ買取りタル日ヨリ滿期日マデノ期間ニ付前條第一號ノ率ニ依リ算出シタル金額ト同條第二號ノ率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ補償料トシテ政府ニ追納スベシ

第二十一條及第二十二條ノ規定ハ前項ノ補償料ノ算出ニ付之ヲ準用ス

第四十條 乙種補償契約ニ依ル損失補償ノ請求ハ其ノ手形ニ付附屬荷物アルトキハ之ヲ處分シタル後ニ於テ之ヲ爲スベキモノトス

第四十一條 乙種補償契約ニ於テ補償手形ノ滿期日ニ支拂ヲ受クルコト能ハザルニ至リタル事由ガ振出人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ銀行ガ政府ヨリ補償ヲ受ケタルトキハ銀行ハ損失補償金ニ相當スル金額及之ニ對スル補償日以後ノ利息ニ付遲滞ナク償還請求權ヲ行使スベシ但シ償還請求權ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラルルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ其ノ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セザルコトヲ得

銀行ハ前項ノ權利ノ行使ニ依リテ得タル金額ヨリ銀行ガ其ノ權利ノ行使ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額ヲ政府ニ納付スベシ

第三十條ノ規定ハ第一項但書ノ場合ニ、第十條ノ規定ハ前項ノ金額ノ納付ニ付之ヲ準用ス

第四十二條 乙種補償契約ニ依リ補償ヲ受ケタル銀行ガ其ノ手形ニ付全部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヨリ第三十二條第一項各號ニ掲グル金額ヲ控除シタル殘額ノ百分ノ六十ヲ政府ニ納付シ、百分ノ四十ヲ銀行ニ於テ

取得スベシ但シ銀行ガ其ノ損失ニ付既ニ全部ノ償還ヲ受ケ居リタルトキハ其ノ取得スベキ金額ヲ、一部ノ償還ヲ受ケ居リタルトキハ其ノ取得スベキ金額ノ中ヨリ殘餘ノ損失ヲ填補シ尙殘額アルトキハ之ヲ償還ヲナシタル者ニ返還スルモノトス

第十條ノ規定ハ前項ノ金額ノ納付ニ付之ヲ準用ス

第四十三條 第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第二十七條乃至第三十一條、第三十三條及第三十四條ノ規定ハ乙種補償契約ニ關シ之ヲ準用ス

第二章 約束手形ニ關ス補償契約

第四十四條 輸出補償法第七條ノ約束手形ハ「ソヴィエト」聯邦ニ商品ヲ輸出シタル爲受取リタルモノトス

前項ノ約束手形ノ振出人ハ内地ニ於ケル「ソヴィエト」聯邦通商代表部ノ名ニ於テ署名ヲ爲スノ權限ヲ有スル者ナルコトヲ要ス

第四十四條ノ二 書換ノ爲振出サレタル約束手形ニシテ其ノ満期日ガ最初ノ手形ノ振出ノ日ヨリ六月ヲ超ユルモノハ商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ銀行ハ之ヲ補償手形トシテ買取ルコトヲ得ズ

第四十五條 約束手形ニ關スル乙種補償契約ノ場合ニ於テハ其ノ手形ノ受取人ハ輸出組合又ハ其ノ組合員ナルコトヲ要ス

第四十六條 銀行ガ約束手形ニ關スル補償契約ニ基キ補償手形ヲ買取リタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ其ノ手形、商品ノ輸出ニ關スル船荷證券及送狀ノ各寫、補償料ニ關スル計算書並ニ第五十二條ノ規定ニ依リ準用スル第

八條ノ證明書ヲ添附シ七日以内(休日ヲ算入セズ以下同ジ)ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 補償契約ノ種類

二 手形ノ番號

三 銀行ガ手形ヲ買取リタル年月日及其ノ營業所ノ名稱

四 手形ノ額面金額

五 手形ノ受取人ノ氏名又ハ商號及住所又ハ營業所

六 商品ノ生産、製造又ハ加工セラレタル地域

七 手形ニ付擔保アルトキハ其ノ種類及種類別ニ依ル價額

八 満期日以後ノ利息ニ付特別ノ約款アルトキハ其ノ約款

前項ノ船荷證券及送狀ノ各寫ハ其ノ商品ヲ「ソヴィエト」聯邦ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ書面ニハ其ノ商品ノ名稱、數量、輸出港、仕向先及輸出ノ年月日ノ記載アルコトヲ要ス

第四十七條 補償手形ノ書換アリタル場合ニ於テ新手形ノ満期日ガ最初ノ手形ノ振出ノ日ヨリ六月ヲ超エザルトキハ銀行ハ其ノ新手形ヲ補償手形ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ新手形ノ満期日ガ最初ノ手形ノ振出ノ日ヨリ六月ヲ超ユルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキニ限り其ノ新手形ヲ補償手形ト爲スコトヲ得

第四十八條 銀行ガ前條ニ依リ新手形ヲ補償手形ト爲シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ヲ書換ノ日ヨリ七日以

内ニ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 新し形ノ番號
- 二 書換ノ年月日
- 三 新し形ノ満期日
- 四 新し形ノ額面金額

第四十九條 約束し形ニ關スル補償契約ニ依ル補償料ノ金額ハ補償し形ノ額面金額及銀行ガ其ノ手形ヲ買取リタル日ヨリ満期日マデノ期間ニ付左ノ割合ニ依リ算出スルモノトス

- 一 甲種補償契約ニ於テハ百圓ニ對シ一日二厘七毛
- 二 乙種補償契約ニ於テハ百圓ニ對シ最初ノ三十日ニ付一圓、其ノ後ノ期間ニ付一日六厘六毛

第五十條 銀行ガ第四十七條ニ依リ新し形ヲ補償し形ト爲シタルトキハ其ノ額面金額及書換ノ日ヨリ満期日マデノ期間ニ付左ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ補償料トシテ政府ニ納付スベシ

- 一 甲種補償契約ニ於テハ百圓ニ對シ一日二厘七毛
- 二 乙種補償契約ニ於テハ百圓ニ對シ一日六厘六毛

第五十一條 約束し形ニ關スル甲種補償契約ニ依ル損失補償ノ請求ハ其ノ手形ニ付擔保アルトキハ之ヲ處分シタル後ニ於テ之ヲ爲スベキモノトス

第五十二條 第一條乃至第六條、第七條第二號、第八條、第十條、第十二條乃至第十九條、第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十五條、第四十一條及第四十二條並ニ第四十三條ノ規定ニ依リ準用ス

スル第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十一條及第三十四條ノ規定ハ約束し形ニ關スル補償契約ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ輸出補償法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年省令第一號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年省令第二號附則

本令ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

輸出補償法第一條ノ規定ニ依ル指定

地域 (昭五年七月三十一日) (昭六年十一月二十四日) (告示第三十八號) (告示第六十二號)

輸出補償法第一條ノ規定ニ依ル地域ヲ左ノ通指定ス

- 一 メキシコ グアテマラ サルヴァドル ホンチユラス 英領ホンチユラス ニカラグア コスタ・リカ パナマ キュバ ハイテイ ジアマイカ 其ノ他中部亞米利加又ハ西印度諸島ニ屬スル地域
- 二 コロンビア エクアドル ペルー チリ ボリヴィア アルゼンティン ウルグアイ ブラグア
- イ ブラジル 佛領ギアナ 蘭領ギアナ 英領ギアナ ヴェネズエラ 其ノ他南部亞米利加ニ屬ス

ル地域

- 三 エジプト スーダン エシオピア 英領ソマリランド 伊領ソマリランド ケンヤ ウガンダ
タンガニカ 南ローデシア 北ローデシア 葡領東アフリカ マダガスカル 南アフリカ加聯邦 ア
ンゴラ 白領コンゴ 佛領赤道アフリカ ニジェリア ゴールド・コースト リベリア シエラ・
レオン 佛領ギネア 葡領ギネア セネガル リオデオロ モロッコ アルジェリー テュニス
リビア 其ノ他アフリカニ屬スル地域
- 四 ルーマニア ブルガリア 希臘 歐羅巴土耳其 アルバニア ユーゴスラヴィア
- 五 アフガニスタン ベルシア イラーク アルメニア 亞細亞土耳其 シリア バレスタイン
其ノ他アフガニスタン及ベルシア以西ノ亞細亞ニ屬スル地域
- 六 ソヴィエト聯邦
- 七 瑞典 諾威 フィンランド エストニア ラトヴィア リスアニア ポーランド チェッコスロ
ヴァキア 埃地利 ハンガリー 西班牙 ホルトガル 英領マルタ 英領ジブラルタル
- 八 ニュー・ジー・ランド

147
515

30
120
50
25
~~380~~ 65
~~240~~
~~340~~



区
36
4